

令和6年4月30日

瓜生小学校
運営協議会委員の皆様

多摩市立瓜生小学校
校長 池田 泰章

「瓜生小学校コミュニティスクール」について

日頃より、学校教育に対しまして、ご支援・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。今年度も、昨年度同様、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和3年度より、瓜生小学校は「コミュニティスクール」となり、「学校運営協議会」を設置しております。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(第47条)に基づき、「学校運営協議会」では、

- (1) 学校運営の基本方針の承認(必須)
- (2) 学校運営に関する意見(必須)
- (3) 教職員の任用に関する意見(任意)

についての協議を行っています。

また、「多摩市学校運営協議会規則」に基づき、教育課程の編成、学校経営計画、組織編制、学校予算、施設設備管理等についても、協議会にてご承認やご意見をいただき(規則第13条)、年度末の「学校評価書」(規則第15条)にて公表するとともに、次年度の学校運営に活かしております。

協議会の委員は、「多摩市学校運営協議会規則」に基づき、校長の推薦により、教育委員会が任命(規則第5条)します。委員は、職務上知り得た秘密を漏らすことや協議会及び学校の運営に支障が生ずるような言動を行うことのない(規則第7条)15名以内(規則第4条)で組織しております。

今年度も、委員会を5回行ってまいります。ご意見・ご要望等、どうぞよろしくお願いいたします。